

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する 確認事務について（事務運営指針）</p> <p>募金団体の行う寄附金の募集のうち、所得税法第78条第2項第1号若しくは第3号（寄付金控除）又は法人税法第37条第4項第1号若しくは第3号（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金に該当すると認められるものに対する確認事務については、下記によることとしたから、今後これにより処理されたい。</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 国等に対する寄附金の確認 （確認事務の所掌）</p> <p>1法人税法第37条第4項第1号.....</p> <p>注)</p> <p>（確認資料）</p> <p>2 募集する寄附金が国等に対する寄附金に該当するかどうかの確認は、当該寄附金が最終的に国等に帰属することが確認できる次の書類を徴して行う。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>国等に対する寄附金又は災害義援金等に関する 確認事務について（事務運営指針）</p> <p>募金団体の行う寄附金の募集のうち、所得税法第78条第2項第1号若しくは第3号（寄付金控除）又は法人税法第37条第3項第1号若しくは第3号（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金に該当すると認められるものに対する確認事務については、下記によることとしたから、今後これにより処理されたい。</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 国等に対する寄附金の確認 （確認事務の所掌）</p> <p>1法人税法第37条第3項第1号.....</p> <p>注)</p> <p>（確認資料）</p> <p>2 募集する寄附金が国等に対する寄附金に該当するかどうかの確認は、当該寄附金が最終的に国等に帰属することが確認できる次の書類を徴して行う。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

(3)

(4)

(5) 採納予定証明書類等（国等が募金団体又はその代表者に対して寄附金又は寄附物品を採納する旨の承諾及び意思表示をしたことを証する次の書類をいう。）

注

イ 募金団体が募集した寄附金により一定の施設等を取得し、その施設等を国等に対して寄附するものにあつては、次の書類

(イ) 公立の大学（公立大学法人を除く。）に対して寄附する場合には、当該大学長の発する採納予定証明書類

(ロ) 公立の高等学校等に対して寄附する場合には、都道府県若しくは市町村（以下「都道府県等」という。）の教育委員会又は都道府県等の発する採納予定証明書類

(ハ)

ロ

注

ハ 募金団体が募集した寄附金を、例えば、奨学金貸付資金、学術振興基金等の基金として公立の大学（公立大学法人を除く。）に寄附する場合には、上記イのイに定める採納予定証明書類又は当該大学における事務取扱要領等に定められた受入決定を確認できる書類等の写し

(6)

(7)

(8)

(3)

(4)

(5) 採納予定証明書類等（国等が募金団体又はその代表者に対して寄附金又は寄附物品を採納する旨の承諾及び意思表示をしたことを証する次の書類をいう。）

注

イ 募金団体が募集した寄附金により一定の施設等を取得し、その施設等を国等に対して寄附するものにあつては、次の書類

(イ) 国立又は公立の大学に対して寄附する場合には、当該大学長の発する採納予定証明書類

(ロ) 国立又は公立の高等学校等に対して寄附する場合には、都道府県若しくは市町村（以下「都道府県等」という。）の教育委員会又は都道府県等の発する採納予定証明書類

(ハ)

ロ

注

ハ 募金団体が募集した寄附金を、例えば、奨学金貸付資金、学術振興基金等の基金として国立又は公立の大学に寄附する場合には、上記イのイに定める採納予定証明書類又は当該大学における事務取扱要領等に定められた受入決定を確認できる書類等の写し

(6)

(7)

(8)